

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)……………一
- 市街地再開発組合の定款の変更認可……………一
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………二
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 都道の供用開始……………(同)……………五
- 都道の区域変更……………(同)……………五
- 都道の供用開始……………(同)……………七
- 都道の区域変更(二件)……………(同)……………七
- 政治団体の届出……………(同)……………一〇
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………三
- 政治団体の解散の届出……………四
- 資金管理団体の指定の届出……………六
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六

- 資金管理団体の取消しの届出……………七
- 平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第五号(政治団体の届出)の一部訂正……………六
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………六
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………六
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………六
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………九
- ………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………九
- 市街地再開発組合の理事長の就任……………一〇
- ………(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一〇
- 開発行為に関する工事を完了……………一〇
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………一〇
- 土地収用法による収用の裁決手続開始(三件)……………三
- ………(東京都収用委員会)……………三
- 正誤
- 平成二十六年十二月二十四日付東京都選挙管理委員会告示第百六十六号……………五
- 平成二十七年七月二十一日付東京都告示第千三百十二号……………五

告示

- 東京都告示第千五百八号
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十六条第一項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。
平成二十七年十月十四日
東京都知事 舛添 要 一
- 一 被処分者
(一) 商号 新東京ビル不動産株式会社
(二) 代表者氏名 代表取締役 金沢 行助
(三) 主たる事務 港区新橋一丁目十一番二号
(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九三七六六号
(五) 免許年月日 平成二十四年一月六日
- 二 処分年月日 平成二十七年十月五日
- 三 処分内容 免許の取消し
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十六条第一項第三号
- 東京都告示第千五百九号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき二子玉川東第二地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十七年十月十四日
東京都知事 舛添 要 一
- 一 組合の名称 二子玉川東第二地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間

平成二十二年六月三十日から平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

世田谷区玉川一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

世田谷区玉川二丁目二十四番一号

平成二十二年六月三十日

五 変更の内容

事務所の所在地を世田谷区玉川一丁目十四番一号に変更する。

六 定款の変更の認可の年月日

平成二十七年十月十四日

●東京都告示第千五百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

清瀬市野塩一丁目三百九十一番、二丁目三百八十七番二、同番四十九、三百九十二番一から同番四まで、

百九十九番、四百一十一番、同番二、四百四十一番、四百四十二番、四百四十三番一、四百四十三番二、四百五十五番、四百五十八番、

四百五十九番、四百六十一番、四百六十四番一、四百七十四番一、四百七十五番、四百七十六番、四百八十七番一、四百八十八番一、四百八十九番、四百九十四番一、四百九十八番、五百番一、五百一十一番、五百七十五番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第千五百十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第四項の規定により、平成二十四年東京都告示第千五百十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年十月十四日

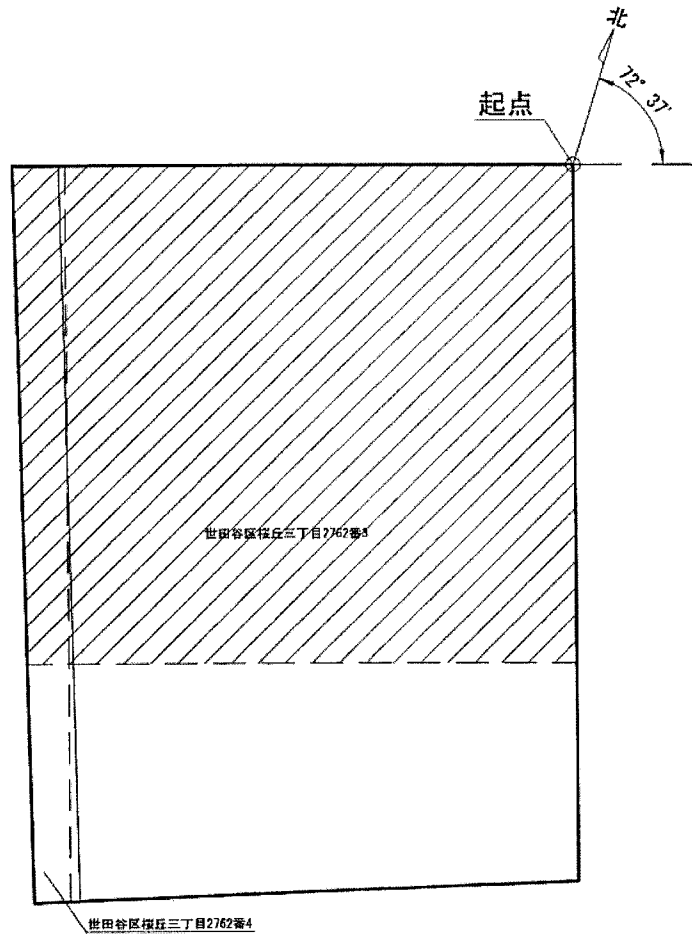
東京都知事 舩添要一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区桜丘三丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



- 凡例
- 単位区画線
 - 筆境界
 - 敷地境界
 - ▨ 指定を解除する区域

〈起点〉
 起点は、調査範囲を含む敷地の最北端とする。

〈格子の回転角度:72度37分〉
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 路線名 環状三号
- 二 変更の区間 江東区枝川一丁目一番二地先から同区豊洲四丁目一番百七十四地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道環状三号線区域変更後略図
江東区枝川一丁目～豊洲四丁目

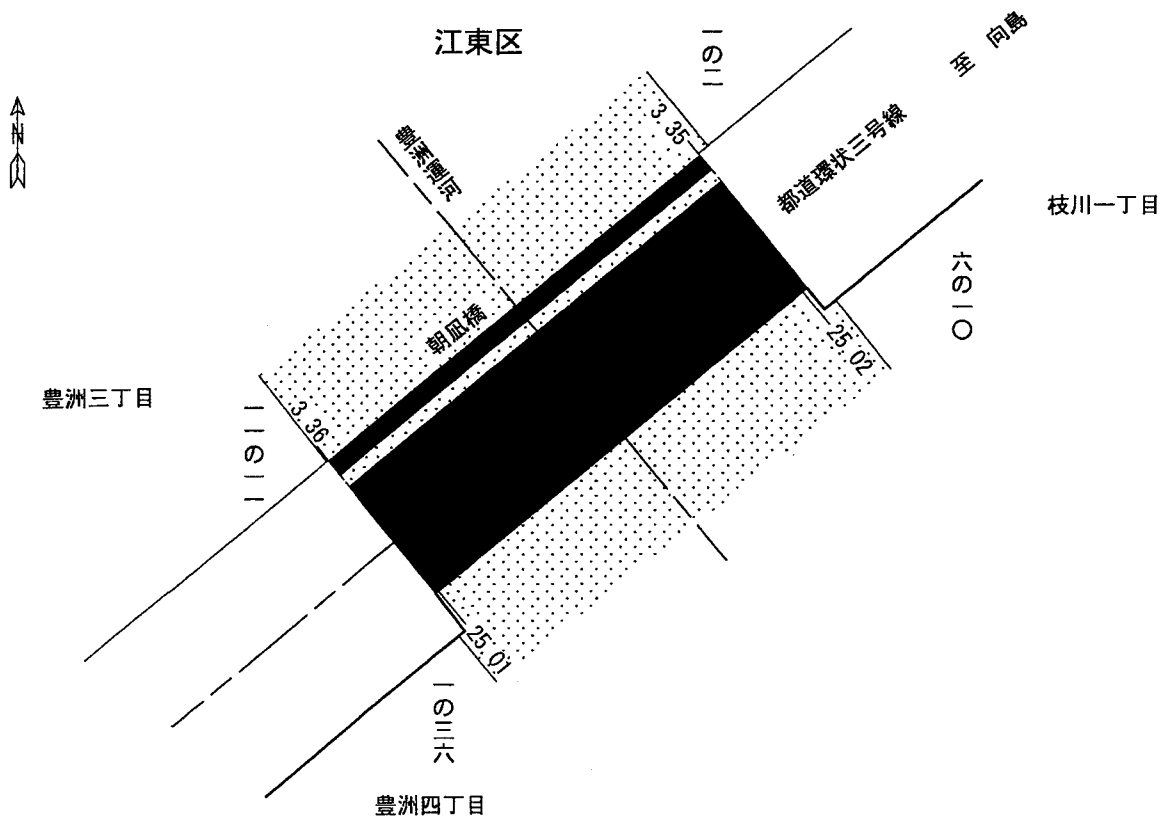
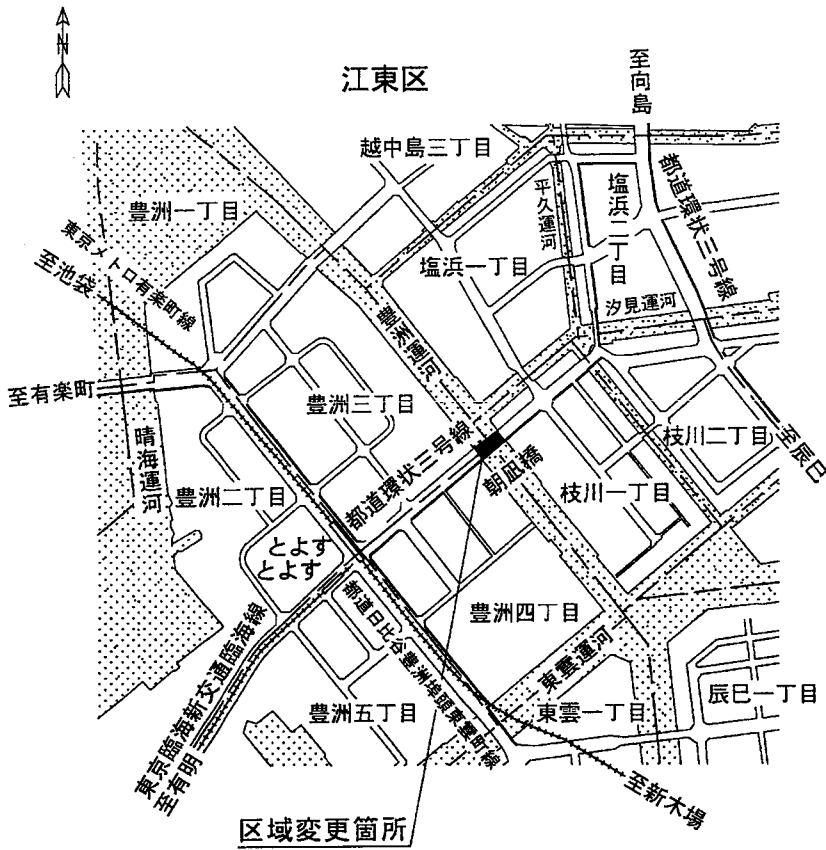
都道

特別区道

区域変更後区域

延長 八七・五〇メートル

面積 二、四八三・八五平方メートル



●東京都告示第千五百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 環状三号

二 供用開始の区間 江東区枝川一丁目一番二地先から同

区豊洲四丁目一番百七十四地先まで

三 供用開始の期日 平成二十七年十月十四日

●東京都告示第千五百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 吾妻橋伊興町

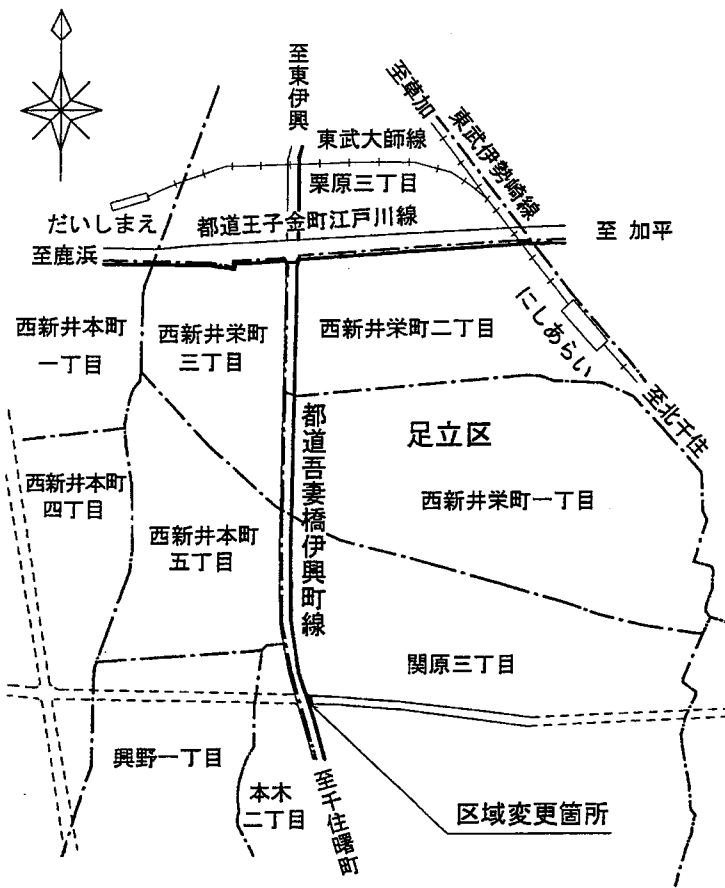
二 変更の区間 足立区関原三丁目千六百八十番一先から

同所千六百七十九番一地先まで

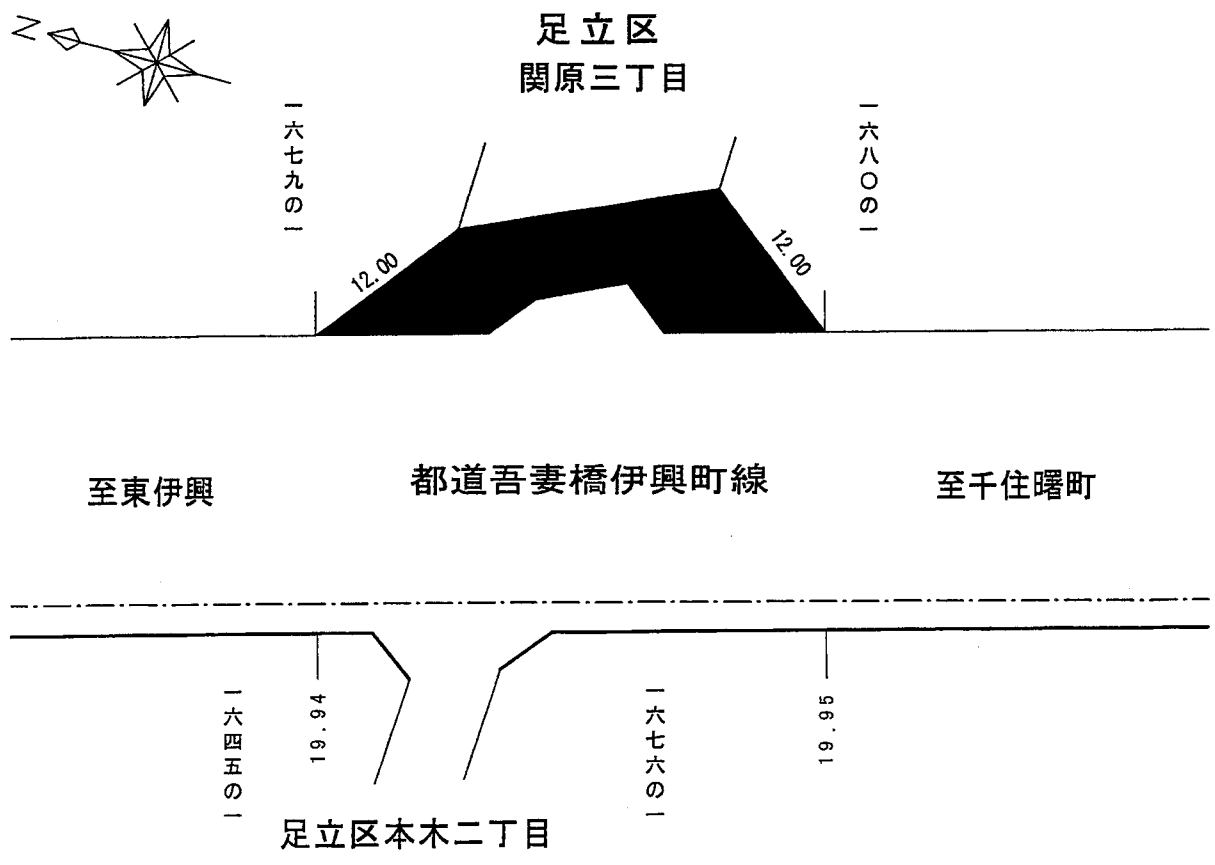
三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道吾妻橋伊興町線区域変更略図
足立区関原三丁目地内



計画線	編入区域	特別区道	都道
延長	面積		
三・四・三四メートル	一九一・三七平方メートル		



●東京都告示第千五百十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年十月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

一 路線名 吾妻橋伊興町

二 供用開始の区間 足立区関原三丁目千六百八十番一先

から同所千六百七十九番一地先まで

三 供用開始の期日 平成二十七年十月十四日

●東京都告示第千五百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年十月十四日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

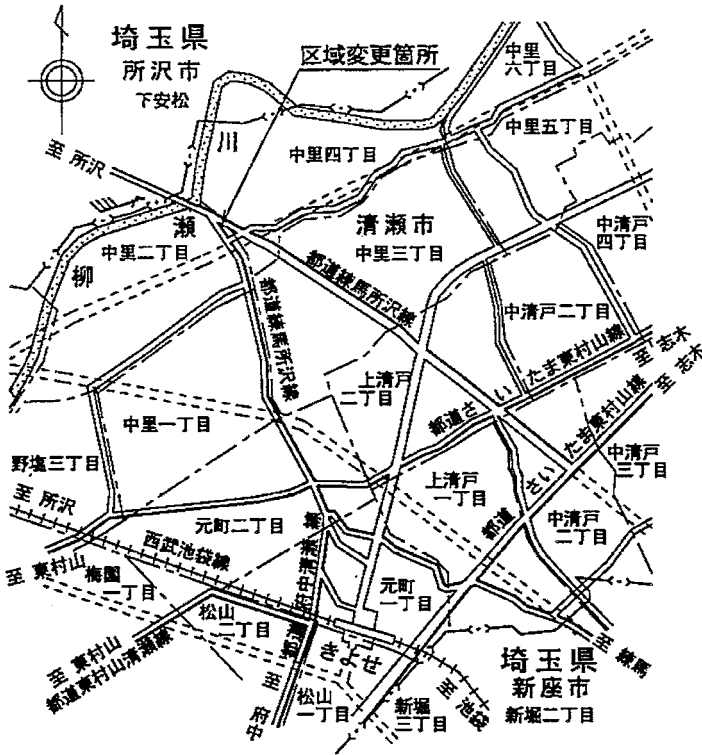
一 路線名 練馬所沢

二 変更の区間 清瀬市中里四丁目千四百四十八番五地先から同所千四百四十七番二地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

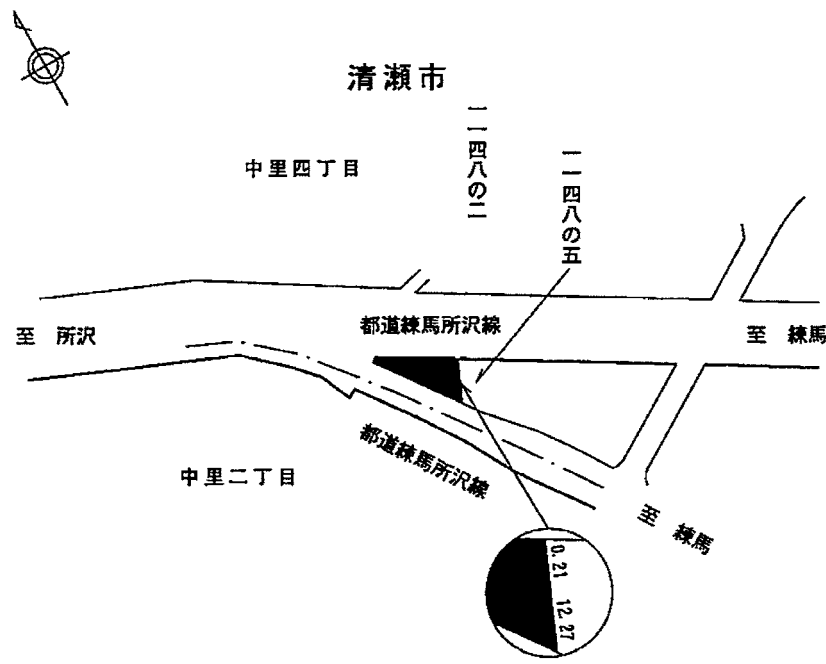
別図

都道練馬所沢線区域変更略図
清瀬市中里四丁目地内



計画線
 面積
 延長
 編入区域
 市道
 都道

二五・二四メートル
 一六二・五六平方メートル



別図

都道練馬所沢線区域変更略図

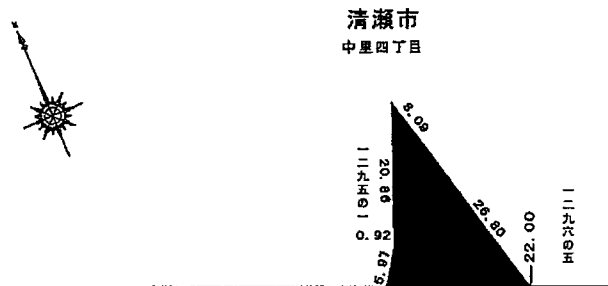
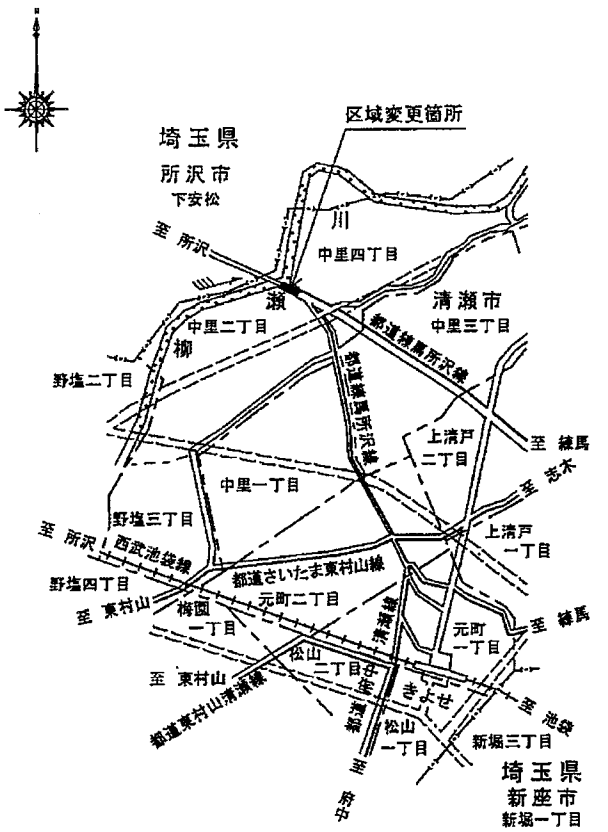
清瀬市中里四丁目～中里二丁目

●東京都告示第十五百十七号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成二十七年十月十四日から起算して

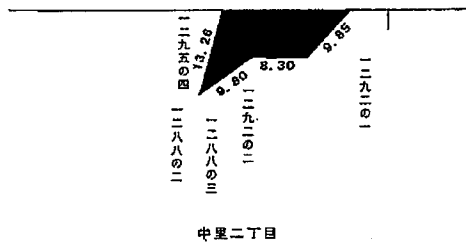
二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成二十七年十月十四日
 東京都知事 外 添 要 一
 一 路線名 練馬所沢

二 変更の区間 清瀬市中里四丁目千二百九十六番五地先から同市中里二丁目千二百九十五番四地先まで
 三 変更の概要 別図表示のとおり

都道
 市道
 編入区域
 延長 二八・五三メートル
 面積 四三三・九三平方メートル
 計画線



至 所沢 都道練馬所沢線 至 練馬



中里二丁目

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
自由民主党東京都衆議院比例区第三支部	若狭 勝	佐藤 彰	足立区青井3-7-19	H27. 4. 9	○	衆議院議員
自由民主党東京都衆議院比例区第四支部	前川 恵	石井 輝雄	渋谷区千駄ヶ谷1-8-11	H27. 4. 3	○	衆議院議員
生活の党と山本太郎となかまたち東京都参議院選挙区第1総支部	山本 太郎	湯川 憲比古	世田谷区桜丘2-8-1	H27. 4. 16	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
次世代の党墨田区議会第一支部	下家 淳の介	中坪 良一	墨田区亀沢1-3-14	H27. 4. 10	○
次世代の党千代田区議会第一支部	青木 龍馬	小澤 大	千代田区神田須田町1-23-1	H27. 4. 6	○
自由民主党東京都渋谷区第十九支部	牧野 憲賢	吉岡 道子	渋谷区幡ヶ谷2-6-12	H27. 4. 10	○
自由民主党東京都新宿区第二十四支部	大門 幸恵	柴田 里子	新宿区新宿5-12-10	H27. 4. 17	○
自由民主党東京都杉並区第三十五支部	庄司 玉緒	伊田 明行	杉並区下井草5-18-15	H27. 4. 1	○
自由民主党東京都中央区第二十七支部	海老原 崇智	渡邊 和喜	中央区日本橋堀留町1-6-9	H27. 4. 6	○
自由民主党東京都中央区第二十九支部	佐藤 敦子	吉田 豊	中央区日本橋富沢町3-7	H27. 4. 8	○
自由民主党東京都豊島区第二十四支部	芳賀 竜朗	遠竹 よしこ	豊島区池袋1-16-20	H27. 4. 8	○
自由民主党東京都八王子市第二十七支部	伊藤 大輔	榛葉 一仁	八王子市八幡町3-7	H27. 4. 3	○
自由民主党東京都八王子市第九支部	石川 裕司	石川 栄次	八王子市小宮町1040-7	H27. 4. 23	○
自由民主党東京都文京区第二十支部	山田 浩子	根岸 学子	文京区小日向2-10-19	H27. 4. 10	○
自由民主党東京都文京区第二十一支部	佐藤 豪一	井上 慶太	文京区根津1-1-8	H27. 4. 13	○
自由民主党東京都文京区第十八支部	山田 晶幸	坂部 清明	文京区後染2-21-2	H27. 4. 9	○
自由民主党東京都目黒区第四十一支部	小林 佳奈子	杉岡 哲也	目黒区目黒本町5-27-17	H27. 4. 9	○

●東京都選挙管理委員会告示第八十二号
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下

告 示 (選)

「法」という。(第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
青木かつよし後援会	青木 勝喜	青木 節子	多摩市連光寺6-29-21	H27. 4. 1
今こそ、市民自治をくいたちから！の会	中村 雅子	松岡 京子	国立市中1-14-45	H27. 4. 6
岩田かずひと後援会	岩田 一仁	新井 弘子	千代田区一番町18-1	H27. 4. 2
上村和子と歩む会	三井 俊明	上村 遼	国立市東3-11-12	H27. 4. 3
うどう巧後援会	有働 巧	有働 正	港区台場2-2-2	H27. 4. 16
榎本あゆみ後援会	榎本 あゆみ	榎本 雅美	港区芝浦4-4-27	H27. 4. 7
岡本介伸後援会	岡本 介伸	岡本 介伸	狛江市東和泉1-21-6	H27. 4. 7
小川克美政策研究会	小川 正道	小川 良一	狛江市猪方3-23-6	H27. 4. 2
小川りゅうた後援会	鈴木 一光	小川 勝彦	狛江市東野川1-11-13	H27. 4. 6
小俣美恵子後援会	小俣 美恵子	小俣 崇	三鷹市下連雀5-8-3	H27. 4. 8
希望のまち北区をつくる会	小川 延男	八百川 孝	北区岸町1-10-5	H27. 4. 6
「区民が主人公」の文京区をつくる会	清水 眞吉	櫻庭 榮悟	文京区白山3-2-5	H27. 4. 15
佐藤さと子とまちづくりの会	佐藤 里子	河内 真理子	青梅市河辺町5-23-7	H27. 4. 10
清水ひとえと未来を創る会	清水 仁恵	清水 裕子	調布市国領町1-23-11	H27. 4. 7
清水ひろし後援会	濱田 敏郎	山口 一可	西多摩郡日の出町大久野1531	H27. 4. 27
全国企業保証共済協会	早川 勇	酒井 勝美	千代田区神田佐久間町4-20	H27. 4. 13
田辺浩一郎後援会	田辺 浩一郎	酒井 長武	渋谷区代々木4-25-11	H27. 4. 22
千代田の未来をつくる会	大橋 孝史	大橋 孝史	千代田区神田須田町1-23-1	H27. 4. 1
中沢みほ後援会	中澤 美穂	中澤 美穂	多摩市関戸5-20-8	H27. 4. 6

にっぽん千代田青年会	青木 龍馬	小澤 大	千代田区神田須田町1-23-1	H27. 4. 1
ほりこし秀生後援会	堀越 秀生	堀越 千枝子	台東区台東3-6-4	H27. 4. 13
民主主義大日本賢心会	田中 博之	田中 博之	板橋区徳丸4-27-19	H27. 4. 8
みんなでつくる三鷹	土肥 二郎	藤沢 時雄	三鷹市下連雀7-12-19	H27. 4. 3
もり愛後援会	乾 愛	乾 智	大田区蒲田本町1-3-9	H27. 4. 15
やぶはら太郎を応援する会	露木 正司	藪原 弘美	武蔵野市吉祥寺北町3-5-3	H27. 4. 8
山崎国人後援会	山崎 国人	山崎 国人	新宿区北新宿4-14-2	H27. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号。以下「法」という。)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
維新の党衆議院東京都第2選挙区支部	大熊 利昭	主たる事務所の所在地	文京区千駄木2-33-4	文京区小石川1-9-14	H27. 4. 1
次世代の党杉並区議会第三支部	栗林 寿行	会計責任者の氏名	山本 孝二	佐藤 敏美	H27. 4. 6
自由民主党東京都建設支部	佐々木 賢一	会計責任者の氏名	星野 ふさ子	小林 敬一	H27. 4. 1
自由民主党東京都薬剤師支部	石垣 栄一	代表者の氏名	石垣 栄一	山本 信夫	H27. 4. 1
生活の党と山本太郎となかまたち東京都第12区総支部	青木 愛	主たる事務所の所在地	北区王子1-6-7	北区王子本町1-18-8	H27. 4. 1

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
栗林ひさゆきを育てる会	栗林 寿行	会計責任者の氏名	山本 孝二	佐藤 敏美	H27. 4. 6
憲法をくらしに生かす明るい東村山の会	武城 卓二	政治団体の名称	憲法をくらしに生かす明るい東村山の会	憲法をくらしに生かす明るい東村山をつくる市民の会	H27. 3. 23
		会計責任者の氏名	松尾 雄三	中原 絹子	H27. 3. 23
興風会	安井 潤一郎	会計責任者の氏名	安井 賢三	安井 千恵子	H27. 1. 1
互進会	多々良 義成	主たる事務所の所在地	中央区日本橋堀留町1-10-7	中央区日本橋小網町9-4	H27. 4. 4
小林ゆみ後援会	小林 優美	主たる事務所の所在地	杉並区西荻南3-18-18	杉並区西荻南4-30-9	H27. 4. 4
小山ひろゆきを支える会	小山 広之	会計責任者の氏名	寺西 弘樹	星 逸郎	H27. 3. 24
島崎孝後援会	大山 賢司	代表者の氏名	大山 賢司	佐武 昇	H27. 4. 1
市民がつくる未来の会	大友 干弘子	主たる事務所の所在地	西東京市北町1-7-10	西東京市北原町1-39-2	H27. 4. 1
		代表者の氏名	大友 干弘子	大友 加弘子	H27. 3. 16
東京食品政治連盟	鎌田 國廣	会計責任者の氏名	石川 寿生	丸山 和夫	H27. 4. 1
東京都環境衛生政治連盟	森本 善三	主たる事務所の所在地	江東区大島4-13-8	目黒区青葉台4-5-9	H26. 3. 18
		代表者の氏名	森本 善三	田村 康博	H26. 3. 18
東京都藤井もとゆき後援会	石垣 栄一	代表者の氏名	石垣 栄一	山本 信夫	H27. 4. 1
東政会(本多たけのぶ後援会)	小林 義和	代表者の氏名	小林 義和	森田 義則	H27. 3. 31
都議会自由民主党	相川 博	主たる事務所の所在地	八王子市新町1-8	渋谷区東1-23-9	H27. 4. 1

			代表者の氏名	相川 博	村上 英子	H27. 4. 1
土日夜間議会改革・地方議会 会を変える千代田区会議	原 英史	政治団体の名称	土日夜間議会改革・地方議会 会を変える千代田区会議	地方議会を変える千代田区会 議	H27. 4. 3	3
長友よしきと市民の会	岩佐 豊	会計責任者の 氏名	永井 廣通	関 利治	H27. 4. 1	1
中村きよはる後援会	村野 芳夫	代表者の氏名	村野 芳夫	村野 勲	H27. 4. 1	1
にっぽん千代田青年会	青木 龍馬	主たる事務所の 所在地	千代田区内神田1-12-3	千代田区神田須田町1-23 -1	H27. 4. 6	6
増田みつよし後援会	増田 光辰	代表者の氏名	増田 光辰	玉井 達二	H27. 4. 8	8
もり愛後援会(設立届出年 月日H18. 11. 10)	乾 愛	主たる事務所の 所在地	大田区蒲田本町1-3-9	大田区蒲田5-26-8	H22. 11. 20	20
		代表者の氏名	乾 愛	森 愛	H26. 11. 25	25
もり愛後援会(設立届出年 月日H22. 11. 30)	乾 愛	代表者の氏名	乾 愛	森 愛	H26. 11. 25	25
夢のある元気な国分寺をつ くる会	八木 弘一	代表者の氏名	八木 弘一	瀧本 潤	H27. 4. 1	1
東京都歯科医師連盟玉川支 部	和田 中	代表者の氏名	和田 中	押切 宏純	H26. 7. 1	1
東京都歯科医師連盟千代田 支部	伊藤 知幸	代表者の氏名	伊藤 知幸	吉井 一雄	H27. 4. 1	1
		会計責任者の 氏名	小谷 一央	小川 浩	H27. 4. 1	1

●東京都選挙管理委員会告示第八十四号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたの
 で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
 表する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
アイザワ会	相澤 慶太	H27. 4. 27
未来のひのはらを創る会	田倉 榮	H27. 3. 31
いちご会	向 めぐ美	H27. 4. 30
今井みつえ友の会	今井 三津江	H27. 4. 1
恩田睦会	三津山 雄太	H27. 4. 28
川人あつお後援会	川人 敦夫	H27. 4. 28
清波貞子後援会	清波 貞子	H27. 4. 27
清水こう一郎後援会	清水 恒一郎	H27. 4. 19
政治結社日清会	藤田 悟己	H27. 4. 16
中野義弘後援会	中野 義弘	H27. 4. 17
新村秀男後援会	新村 秀男	H27. 4. 2
波多野征敏後援会	波多野 千代子	H27. 3. 31
間宮由美後援会	狩野 謙次	H27. 3. 16
丸山かよ後援会	丸山 かよ	H27. 4. 30
宮崎起志後援会	宮崎 起志	H27. 4. 15
本橋文武後援会	本橋 文武	H27. 3. 31
もり愛後援会（設立届出年月日H18. 11. 10）	乾 愛	H27. 3. 15
もり愛後援会（設立届出年月日H22. 11. 30）	乾 愛	H27. 3. 15
柳川英司後援会	北村 安忠	H27. 4. 20

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
 条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつ
 たので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称
 等を次のとおり公表する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出 をした者(代表者) の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
岩田 一仁	区議会議員	岩田かずひと後援会	千代田区一番町18-1	H27. 4. 1
櫻井 兼二	市議会議員	櫻井兼二後援会	武蔵野市西久保2-18-4	H27. 4. 13
佐藤 里子	市議会議員	佐藤さと子とまちづくりの 会	青梅市河辺町5-23-7	H27. 4. 9
染谷 武男	区長	緑友会	墨田区東墨田1-2-14	H27. 3. 3
山崎 国人	区議会議員	山崎国人後援会	新宿区北新宿4-14-2	H27. 4. 1

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
 九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
 異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定
 により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
小林 優美	小林ゆみ後援会	主たる事務所 の所在地	杉並区西荻南3-1 8-18	杉並区西荻南4-3 0-9	H27. 4. 4

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

1 法19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消

資金管理団体の届出をした者の氏名		資金管理団体の名称	取消年月日
今井	三津江	今井みつえ友の会	H27. 4. 1
川人	敦夫	川人あつお後援会	H27. 4. 28
木村	勝	木鶏会	H27. 4. 1
清波	貞子	清波貞子後援会	H27. 4. 27
清水	恒一郎	清水こう一郎後援会	H27. 4. 19
中野	義弘	中野義弘後援会	H27. 4. 17
新村	秀男	新村秀男後援会	H27. 4. 2
丸山	かよ	丸山かよ後援会	H27. 4. 30
宮崎	起志	宮崎起志後援会	H27. 4. 15

●東京都選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六
 条第一項(同法第六条の三の規定により、その例によるこ
 ととされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出に
 ついて、菅谷圭祐と社会を考える会から訂正の報告があつ
 たので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、政治団体
 の届出(平成二十七年東京都選挙管理委員会告示第五号)
 の一部を次のように訂正する。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

菅谷圭祐と社会を考える会の項中「**菅谷 圭祐**」を「**菅
 谷 潤也**」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第八十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条
 第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における
 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおり
 である。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

二一八、四五二

●東京都選挙管理委員会告示第九十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条
 第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地
 方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法
 律第六十二号)第八条第一項の規定による東京都におけ

る選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

一、四六五、三二一

●東京都選挙管理委員会告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十七年十月十四日

東京都選挙管理委員会

選挙区名	数
千代田区選挙区	15,603
中央区選挙区	38,538
港区選挙区	63,600
新宿区選挙区	86,658
文京区選挙区	57,121
台東区選挙区	52,051
墨田区選挙区	71,752

江東区選挙区	133,454
品川区選挙区	104,454
田黒区選挙区	75,883
大田区選挙区	164,905
世田谷区選挙区	188,582
渋谷区選挙区	61,377
中野区選挙区	90,612
杉並区選挙区	144,622
豊島区選挙区	75,539
北区選挙区	93,473
荒川区選挙区	54,802
板橋区選挙区	141,799
練馬区選挙区	164,464
足立区選挙区	157,516
葛飾区選挙区	122,001
江戸川区選挙区	156,114
八王子市選挙区	142,636
立川市選挙区	48,799
武蔵野市選挙区	39,849
三鷹市選挙区	50,018
青梅市選挙区	37,576
府中市選挙区	68,853
昭島市選挙区	30,598
町田市選挙区	115,085
小金井市選挙区	32,317
小平市選挙区	50,261
日野市選挙区	49,287
西東京市選挙区	54,076

西多摩選挙区	68,851
南多摩選挙区	63,661
北多摩第一選挙区	83,302
北多摩第二選挙区	53,330
北多摩第三選挙区	83,913
北多摩第四選挙区	51,972
島部選挙区	7,478

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について
 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年十月十四日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 申請のあつた年月日
平成二十七年八月十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人小さな歩
- 三 代表者の氏名
宮園 崇弘
- 四 主たる事務所の所在地
東京都葛飾区西新小岩四丁目三十六番三号
- 五 定款に記載された目的
この法人は災害発生時に、迅速かつ専門的な支援が必要な要援護高齢者や乳幼児・障がい児者等への災害救援

<p>活動を柱とし、広く被災地域を支援する活動を展開すること、災害が発生しても誰もが安心して過ごせる環境づくりに寄与することを目的とする。また、支援活動の内容・経過を分析し発信していくことで、将来にわたる各種災害への予防的対応に役立てるとともに、平常時から世代を超えて人々が助け合い、支え合う協力体制作りを行うことで、安全で安心な社会の構築に寄与していく。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十七日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本住宅団地支援機構</p> <p>三 代表者の氏名 中山 康成</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都北区王子三丁目五番五号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、住宅団地を対象としたLEDを活用した省エネルギー支援や、住みよい住宅団地にするための情報支援、趣味・スポーツ振興とコミュニティ作り、介護や病气、一人暮らしなどの高齢者支援を行い、健全な住宅団地向上に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十八日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称</p>
<p>特定非営利活動法人音楽のすゝめ</p> <p>三 代表者の氏名 羽鳥 裕一</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都目黒区碑文谷二丁目二十一番六一〇〇九号 キャッスル共進</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京都ならびにその近隣の住民を中心に、演奏会やそれを開催する為の合唱練習や広報活動を行い、音楽の普及を図りながら文化・芸術の香り高い街づくりの推進に寄与する事を目的として活動する。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人アイラッシュ・メイク技能検定協会</p> <p>三 代表者の氏名 金内 光信</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木一丁目五十六番四号 美容会館</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、まつげエクステンション並びにアイブロウ、アイメイクに関心のある美容師に対して、正しい知識の普及と技能講習、技能検定等、技能向上に関する事業を行い、日本のまつエクエクステンション並びにアイメイクの技術水準の向上をはかり、市民への安心安全</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人筋肉無力症患者会</p> <p>三 代表者の氏名 恒川 礼子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市みなみ野四丁目二十五番一―三二二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、重症筋無力症患者とその家族、及び、重症筋無力症の疑いのある患者とその家族を対象とし、難病医療推進を通じて難病問題の啓発と対策の前進を図り、医療と福祉の発展と向上に寄与する。また、医療サービス及び福祉サービスの格差を是正、増進をめざして運動し、患者や家族の支援、相談、親睦を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>
<p>なサービスの提供に寄与するとともに、市民に対して正しい知識の普及をはかることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年八月十九日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人筋肉無力症患者会</p> <p>三 代表者の氏名 恒川 礼子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都八王子市みなみ野四丁目二十五番一―三二二号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、重症筋無力症患者とその家族、及び、重症筋無力症の疑いのある患者とその家族を対象とし、難病医療推進を通じて難病問題の啓発と対策の前進を図り、医療と福祉の発展と向上に寄与する。また、医療サービス及び福祉サービスの格差を是正、増進をめざして運動し、患者や家族の支援、相談、親睦を図ることを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p>	<p>市街地再開発組合の理事長の就任について 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十七年十月十四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>市街地再開発組合の理事長の就任について 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八条第一項の規定により渋谷駅桜丘口地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。</p> <p>平成二十七年十月十四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>

<p>一 氏名 岸上 家幸</p> <p>二 住所 杉並区下井草二丁目二十三番二号</p> <p>開発行為に関する工事の完了について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は完了した。</p> <p>平成二十七年十月十四日 東京都多摩建築指導事務所長</p>	<p>金子 輝</p> <p>開発区域又は工区に含まれる地域の名称 住所及び氏名 東久留米市神宝町二丁目百一十四番二及び百二十六番四 番三十二号 東久留米市神宝町二丁目六十四番二 並木 謙男</p> <p>許可を受けた者の住所及び氏名</p> <p>土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年10月14日 東京都収用委員会</p>	<p>会長 池田 眞朗</p> <p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社</p> <p>2 事業の種類 東京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線</p> <p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成27年9月11日</p>
---	---	--

別記

裁決手続の開始を決定した土地				土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都練馬区石神井町八丁目	1641番5	宅地	111.14 m ²	111.25 m ²	111.25 m ²	長島 クニエ 法定相続人 岩瀬 幸英 (法定相続分2分の1) 長島 幸子 (法定相続分2分の1)	東京都文京区千石一丁目12番2号 東京都練馬区石神井町八丁目42番19号				

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。

平成27年10月14日
東京都収用委員会

<p>1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社</p> <p>2 事業の種類 京都市計画道路事業都市高速道路外郭</p>	<p>3 環状線 裁決手続の開始を決定した土地の所在、 地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p>
<p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成27年9月11日</p>	

所 在	地 番	地 目	登記簿上の地積	裁決手続の開始を決定した土地		土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備 考		
				実測地積	収用しようとする土地の面積	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の種類			
東京都練馬区東大泉二丁目	1079番3	宅地	65.80 m ²	65.80	65.80	加藤 理光	東京都練馬区東大泉二丁目 15 番 3号	株式会社スズキスポーツ	東京都渋谷区代々木一丁目 36 番 6号	借地権			
				62.77	62.77								
				1085番1	62.77								
	1085番39	宅地	117.32	117.42	117.42								

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
 平成27年10月14日

東京都収用委員会
 会長 池 田 眞 朗

1 起業者の名称 国土交通大臣及び東日本高速道路株式会社

2 事業の種類 京都市計画道路事業都市高速道路外郭環状線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、
 地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所 } 別記のとおり

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 平成27年9月25日

別記

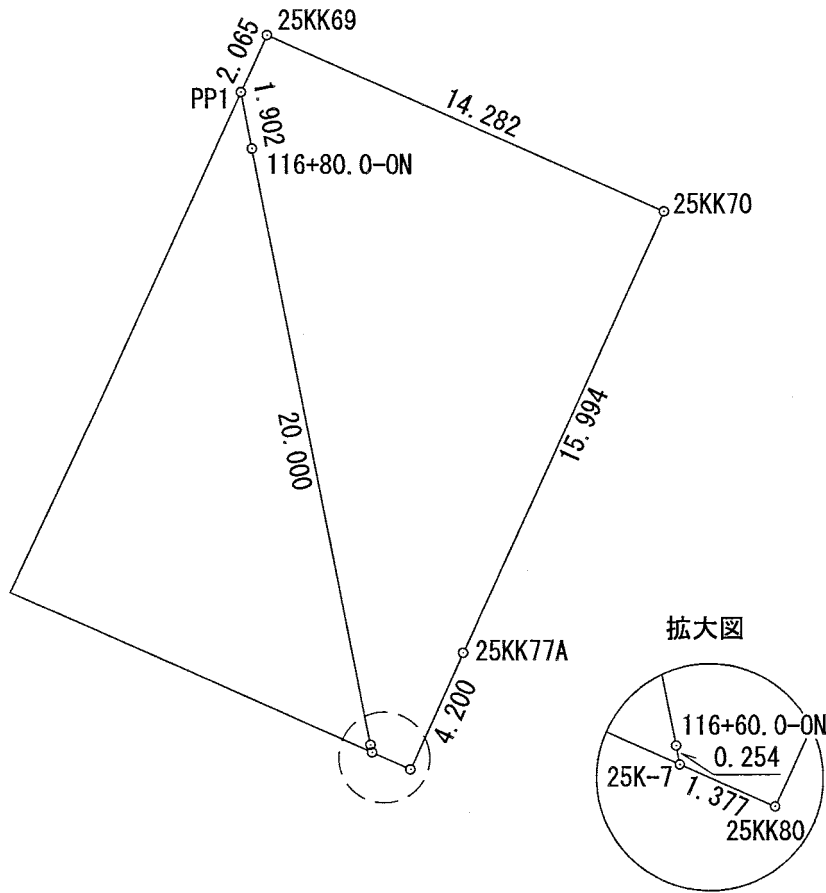
裁決手続の開始を決定した土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考
所在地	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都練馬区関町南一丁目	20番13	宅地	290.70 m ²	289.43 m ²	171.64 m ²	石崎保則 (持分 117 分の 107)	東京都練馬区関町南一丁目 5 番 37 号				別図のとおり
	20番14	宅地	78.48	79.29	79.29	石崎保則 (持分 234 分の 107) 石崎喜美枝 (持分 234 分の 10)	東京都練馬区関町南一丁目 5 番 37 号				

別 図

裁決手続の開始を決定した土地

東京都練馬区関町南一丁目20番13のうち

171.64平方メートル



単位：メートル

測点名	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1}) Y _n
25KK69	-31004.149	-21806.965	-85766.793345
PP1	-31006.026	-21807.827	81692.119942
116+80.0-ON	-31007.895	-21807.473	468729.824662
116+60.0-ON	-31027.520	-21803.616	433346.868000
25K-7	-31027.770	-21803.568	17617.282944
25KK80	-31028.328	-21802.309	-71097.329649
25KK77A	-31024.509	-21800.561	-400454.505009
25KK70	-31009.959	-21793.918	-443724.170480
		倍面積	343.297065
		面積	171.6485325
		地積	171.64 m ²

正 誤

○平成二十六年十二月二十四日付東京都選挙管理委員会告示第百六十六号

十六ページ中

「神谷 ちづ子	区議会議員	神谷ちづ子と未来を拓く会	豊島区南長崎 6-25-14	H26. 10. 8
川人 敦夫	区議会議員	川人敦夫後援会	杉並区浜田山 1-7-23	H26. 10. 23
木戸岡 秀彦	市議会議員	きどおか秀彦と市民の会	東大和市桜が丘 2-214-1	H26. 10. 22

さ

「神谷 ちづ子	区議会議員	神谷ちづ子と未来を拓く会	豊島区南長崎 6-25-14	H26. 10. 8
木戸岡 秀彦	市議会議員	きどおか秀彦と市民の会	東大和市桜が丘 2-214-1	H26. 10. 22

こ

訂正する。

○平成二十七年七月二十一日付東京都告示第千七百三十二号

ページ 一段 一行 一 誤 一 正

一 後から 八丈島八丈町榎 八丈町榎立地内
下 三

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 七〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001